## 事業年度終了後の各種手続き

これで安心!

社員総会、理事会の開催から所轄庁・法務局の手続きまで、わかりやすく解説 します。

事業年度が終わると、NPO法人にとっては、決算・総会・所轄庁への事業報告・法務局へ の登記など、手続きが 目白押し。「年に一度のことなのではっきり覚えていない」「担当者が 代わってよくわからない」といった不安を抱えた団体や、「この際に皆で学んで団体運営を強 化しよう」といった方々におすすめの講座です!

#### 手続き編 内 容

- ・社員総会の開催・所轄庁への報告・法務局への登記
- ・事業年度終了後の手続きのスケジュール

#### 実務のコツ編

・社員総会の開催・所轄庁に提出する書類の作成・法務局での登記を必要とすること

✓ 対 象

NPO法人の運営に携わる方。複数名でのご参加をおすすめします。

5月19日 73 開催日

 $19:00 \sim 21:00$ 

ひと・まち交流館 京都 2F (河原町五条下る東側) 市民活動総合センター ミーティングルーム

20人 定員

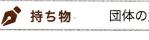
団体の定款、前年度の所轄庁への事業報告書等の提出資料、筆記具

- 交通機関でのひと・まち交流館 京都へのアクセスは、
  - □ 市バス 4・17・205 系統「河原町正面」下車すぐ
  - □ 京阪電車「清水五条」駅 1 番出口より徒歩 8 分
  - □地下鉄烏丸線「五条」駅 5番出口より徒歩 10分

京都市市民活動総合センタ・ 指定管理者:特定非営利活動法人 きょうと NPO センター







以下の通りです。

# 「しみセンの講座」申込み方法

京都市市民活動総合センター(下記の連絡先)に、氏名、団体名、電話番号、FAX 番号またはメールアドレスを伝えお申し込みください。

### 京都市市民活動総合センター

〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83-1 「ひと・まち交流館 京都」2 階京都市市民活動総合センター(指定管理者:特定非営利活動法人きょうと NPO センター)

断ち切ろう、コロナ差別。

あなたも、私も、不安は同じ。 思いやりを大切に、みんなで乗り越えましょう

**\( 075-354-8721** 

FAX 075-354-8723

Attp://shimin.hitomachi-kyoto.jp

④ 月曜日~土曜日 9:00~21:30 / 日曜日・祝日 9:00~17:00

♥ 毎月第3火曜日(国民の祝日にあたるときは翌日)・年末年始(12月29日~1月4日)は閉館

### 5/19 講座「事業年度終了後の各種手続き」参加申込書

	フリガナ
氏名 1	
	フリガナ ,
氏名2	
1.412	
	フリガナ
氏名3	
1043	
Comp. Profession Co.	
	フリガナ
氏名 4	*
-01	
	フリガナ
氏名5	
	attack and the state of the sta
団体名称	
四体石物	
電話番号	
メールまたは FAX	

以下を申込みます。(必要な項目をチェック	ク 🗸	して	ください。	)
----------------------	-----	----	-------	---

		<del></del>	
1 1	保育サービス	手話通訳	/ 悪火を行っ ツェナー・ロール / ギー・ハ
1 1	保育サービス		(要約筆記の必要な方はご相談ください)
		) hHY75H/	